

令和3年8月26日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島県「『緊急事態措置』の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化」を踏まえた本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針の変更について

令和3年8月25日に新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において「『緊急事態措置』の実施に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策の強化」が決定されたことを踏まえ、令和3年8月27日から、標記方針を下記のとおり変更し、その適用期間を9月12日までとする。

記

1 本市主催のイベント等[※]の開催について

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」に従うとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和3年7月8日改訂）」の別紙に掲げる感染防止策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

2 本市所管施設の臨時休館等について

不特定多数の集客が見込まれる施設等については、原則として休館等とする。ただし、すでにこの期間の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。